規　　則

「千曲市介護保険給付等に関する規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和８年１１月２０日

千曲市長　小川　修一

千曲市規則第２６号

千曲市介護保険給付等に関する規則の一部を改正する規則

千曲市介護保険給付等に関する規則（平成15年千曲市規則第72号）の一部を次のように改正する。

様式第２号中

「

訪問調査等に関する問い合わせ先（上記「申請書提出者」と同じ場合は、記入不要です）

」を

「

訪問調査日程調整等に関する問い合わせ先が、上記「申請書提出者」と異なる場合は担当者名をご記入ください(施設職員、病院ソーシャルワーカー等)

」

に、

「

介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書を地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師又は認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。

」を

「

介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、主治医意見書、千曲市が提供を受けた介護サービス計画及び介護予防サービス計画並びに居宅サービス事業者又は介護保険施設の関係人が取得した心身の状況等の情報を、千曲市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設、介護予防支援事業者、介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者の関係人、介護予防・日常生活支援総合事業を行う者、主治医意見書に係る医師又は認定調査に従事した調査員に提示する（地域支援事業として介護情報基盤経由で電子的に行う場合を含む。）ことに同意します。

」に

改める。

附　則

この規則は、令和８年11月20日から施行する。